

川崎市食生活改善推進員連絡協議会運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現をめざし、食をとおとしての健康づくりの向上と普及を図るため、川崎市食生活改善推進員連絡協議会（以下「協議会」という。）に対して補助金を交付し、もって協議会の運営に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる経費は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）の協議会の運営に係る経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 協議会は、川崎市食生活改善推進員連絡協議会運営費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、市長あて申請をしなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び当該補助金の額を決定したときは、川崎市食生活改善推進員連絡協議会運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付にあたり、次の各号に掲げる条件を付して通知するものとする。

(1) 補助金を他の経費に流用してはならないこと。

(2) 補助金に関する申請の内容を変更する必要があるときは、すみやかに届け出て、市長の承諾を得なければならないこと。

(3) 補助金に関する収支を記載した帳簿を備え、他の経理と区別し、補助金の用途を明らかにしておかなければならないこと。

(4) 前各号に定めるほか、この要綱の定めに従わなければならないこと。

2 市長は、前項の他に必要と認める条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた協議会は、当該年度の事業が完了後、すみやかに、川崎市食生活改善推進員連絡協議会運営費補助金実績報告書（第3号様式）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手続きで補助金の交付を受けたとき。

(2) 第6条に規定する交付条件に違反したとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、すでに補助金の交付を受けている場合は、補助金

の全部または一部を返還させることができる。

(1) 補助事業の中止または廃止を届け出たとき。

(2) 第7条に規定する実績報告書の内容が適切でないと市長が認めたとき。

(3) 第8条の規定に基づき交付決定が取り消されたとき。

(書類の整備等)

第10条 協議会は、補助事業に関する収入及び支出を記載した帳簿を備えて他の経理と区別し、かつ支出内容を証明する書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月20日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式

川崎市食生活改善推進員連絡協議会運営費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

団体名

代表者氏名

川崎市食生活改善推進員連絡協議会運営費補助金の交付について、次のとおり申請いたします。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

* この申請書には、補助金の歳入歳出に係る内訳及び事業計画のわかる書類と、その他参考となる資料を添付すること。

第 2 号様式

川崎市食生活改善推進員連絡協議会運営費補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

所在地

団体名

代表者氏名 様

年 月 日付け 第 号で申請のあった川崎市食生活改善推進員連絡協議会運営費補助金については、次のとおり交付決定したので、通知します。

年 月 日

川崎市長

1 補助金交付額 金 円

2 補助条件

第 3 号様式

川崎市食生活改善推進員連絡協議会運営費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けたか川崎市食生活改善推進員
連絡協議会運営費補助金については、次のとおり関係書類を添付し実績報告します。

添付書類

＊この実績報告書は、補助金の歳入歳出に係る内訳及び事業実績のわかる書類と、その他参考となる資料を添付すること。